⑵　別に厚生労働大臣が定める地域外に所在する指定通院医療機関の保健師等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住する通院対象者又はその家族等に対して医療観察精神科訪問看護・指導を行う場合	（新設）
ロ　別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定通院医療機関の保健師等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住する通院対象者又はその家族等に対して医療観察精神科訪問看護・指導を行う場合であって、次のいずれにも該当する場合	ロ　別に厚生労働大臣が定める地域外に所在する指定通院医療機関の保健師等が別に厚生労働大臣が定める地域に居住する通院対象者又はその家族等に対して医療観察精神科訪問看護・指導を行う場合
⑴　最も合理的な経路及び方法による当該指定通院医療機関の所在地から患家までの移動にかかる時間が30分以上である通院対象者に医療観察精神科訪問看護・指導を行う場合	（新設）
⑵　最も合理的な経路及び方法による当該指定通院医療機関の所在地から患家までの往復にかかる時間及び医療観察精神科訪問看護・指導の実施に要した時間の合計が２時間30分以上である場合	（新設）
12～14　（略）	12～14　（略）
第３章　医療観察訪問看護	**第３章**　医療観察訪問看護
通則	通則
（略）	（略）
1　医療観察訪問看護基本料	1　医療観察訪問看護基本料
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
ハ　医療観察訪問看護基本料⑶	ハ　医療観察訪問看護基本料⑶
⑴　（略）	⑴　（略）
⑵　同一日に３人以上９人以下	⑵　同一日に３人以上
①～④　（略）	①～④　（略）
⑶　同一日に10人以上19人以下	（新設）
①　月20日目まで　30分以上の場合　276点	
②　月20日目まで　30分未満の場合　211点	
③　月21日目以降　30分以上の場合　266点	
④　月21日目以降　30分未満の場合　201点	
⑷　同一日に20人以上49人以下	（新設）
①　月20日目まで　30分以上の場合　271点	
②　月20日目まで　30分未満の場合　207点	
③　月21日目以降　30分以上の場合　261点	
④　月21日目以降　30分未満の場合　197点	
⑸　同一日に50人以上	（新設）
①　月20日目まで　30分以上の場合　261点	
②　月20日目まで　30分未満の場合　199点	
③　月21日目以降　30分以上の場合　251点	
④　月21日目以降　30分未満の場合　189点	
二　医療観察訪問看護基本料⑷　850点	（新設）